

令和8年度 アイドリングストップ支援機器導入促進助成金事業実施要領
(全日本トラック協会)

1. 対象事業者 会費未納がない会員事業者とする。
2. 助成対象機器 以下の期間に、千葉県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車に、新たに助成対象装置（中古品・レンタル品を除く）を導入したものとする。
- (1) エアヒーター
 - (2) 車載バッテリー式冷房装置
- ※別紙、助成対象機器一覧を参照。

対象期間：令和8年4月1日～令和9年1月末日

3. 申請受付期間 令和8年6月1日～令和9年2月4日 午後5時必着
- ※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。

4. 申請方法 以下の書類一式を提出すること。
- (全てA4サイズで作成)
- (1) 令和8年度 アイドリングストップ支援機器導入促進助成実績報告書
 - (2) アイドリングストップ支援機器導入一覧表
 - (3) 購入の場合…機器単価の記載がある**請求書**等のコピー
領収書・インターネットバンキングの振込結果(**確定済**・**承認済**等)のコピー
 - (4) リース・割賦の場合…機器単価の記載がある**見積書**のコピー
リース契約書・割賦販売契約書等のコピー

5. 助成金額 車両1台につき、機器の価格（取付工賃・消費税を除く）の1/2
(千円未満切捨て)として、上限6万円とする。

※但し、国からの補助金が交付された機器に対しては交付しない。

6. その他 機器の処分制限期間は6年とする。